

にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付事務委託仕様書

1 目的

県では、子育てに優しい新潟県の実現に向け、こどもを生き育てやすい環境づくりを一層推進するため、子育て世帯への住まい等の支援の強化に取り組んでいる。

本県の特徴として、一戸建ての割合が73.9%（全国53.8%）を占め、床面積の大きい住宅が多く、一方で空き家率が15.3%と全国平均よりも高く、中古住宅の流通促進が課題となっている。

そのため、空き家をリノベーションし、こどもの事故防止や家族のふれあい等に配慮した「にいがた安心こむすび住宅基準」に適合した住宅の普及を進めているところである。

本事業は、県内における買取再販事業者による安全・安心な子育て世帯向け住宅の流通を促進するため、空き家のリノベーションを行い子育てしやすい「にいがた安心こむすび住宅」として販売する事業者に対し、改修費等の一部を補助する事業であるが、その円滑な事務処理が行えるように運営を委託するものである。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

受託者は、にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金の交付業務の事務局として、新潟県が制定する「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、以下の補助金の交付等の業務を実施すること。なお、交付要綱において定める交付等の業務は、別紙1の1「にいがた安心こむすび住宅推進事業補助金交付要綱に基づき受託者が実施する業務」を参照すること。

(1) 補助金交付等に係る事務処理及び円滑な事務処理のための企画提案

- ・補助金交付事業の概要は以下のとおり ※今後、変更となる場合がある。

項 目	内 容
補助対象者	県内で空き家をリノベーションしてにいがた安心こむすび住宅基準を満たす住宅を販売する者
補助対象経費、補助率、補助上限及び交付件数	別表1のとおり
受付期間（予定）	登録事業者申請期間：令和8年12月18日（金）（予定） 交付申請受付期間：令和8年12月18日（金）（予定） ※交付申請状況により、途中で募集を打ち切る場合や追加募集を行う場合がある 事業完了実績報告受付期間：令和9年3月31日（水）

- ・補助金の交付等の事務を実施するに当たり、円滑に業務を遂行するための企画提案を行うこと。

(2) 事業完了実績報告書等の取りまとめ

- ・交付要綱に基づき、交付決定者より提出される実績報告書の受理、審査を行い、取りまとめた結果を新潟県に報告すること。
- ・交付要綱に基づき事業者より提出された交付申請書等の書類一式について、本事業終了後、記載された情報を帳簿により整理したうえで、書類の原本と帳簿を新潟県へ移管すること。

(3) 補助金交付申請等の問合せ対応及び手続きの支援

交付要綱に基づく補助金交付申請等の手続きを進める事業者からの質疑等へ対応し、その支援を行うこと。

4 委託料

委託料には、本委託業務実施のための人件費、物品・資材の調達費用、広報に要する費用など本委託業務の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

5 報告書作成

本事業終了後、報告書を作成し、県に提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| ・報告書 | 1部 |
| ・上記報告書の電子データ（CD-R） | 1部 |
| ・交付要綱に基づき提出された書類一式の原本及び帳簿 | 1部 |

6 守秘義務

受託者は、県が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

7 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 その他

- (1) この仕様書に規定のない事項及び既に決定している事項の変更については、県と協議のうえ、決定する。
- (2) 本仕様書は、県と受託者との協議により、追加・変更ができるものとする。

【別表1】 補助対象経費、補助率、補助上限額及び交付件数（案）

補助対象	補助率	補助上限額	交付 予定 件数
空き家をリノベーションしたにいがた安心こむすび住宅基準を満たす住宅	-	425万円	50
補助対象経費内訳			
(1) 改修工事にかかる費用 「にいがた安心こむすび住宅基準」に適合させるための改修工事、瑕疵保険の検査基準に適合させるための補修工事その他のリフォーム工事に係る経費	1 / 2	350万円	50
(2) 既存住宅状況調査等に係る費用 ア 既存住宅状況調査技術者による建物状況調査 イ 登録住宅性能評価機関による検査及び評価に要する経費		15万円 (ア 5万円) (イ 10万円)	
(3) 支援制度の広報に係る費用 県が実施している移住支援制度や子育て支援制度について、顧客への周知に直接必要となる経費		10万円	
(4) 雪国型 ZEH 基準適合に係る費用（加算） 雪国型 ZEH の基準を満たす住宅とするために行う断熱改修工事及び気密試験に係る経費	10 / 10	50万円	2

※ 項目ごとに千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。